

## 令和6年能登半島地震災害における子ども支援について

公益社団法人全国学習塾協会

### ① 被災した児童生徒等の学習塾への受入れについて

被災した児童生徒（小・中・高校生）等が近隣に一時転居した際に、一時通塾を希望する場合には、速やかに受け入れることがのぞましい。なお、入塾金はできる限り徴収しないものとしします。

### ② 塾教材の取扱いについて

被災した児童生徒（小・中・高校生）等の一時通塾を受け入れた際には、できる限り使用する教材（関連商品）を無償給与することがのぞましい。ただし、有償（減額含む）その他の要件が附帯することを排除しません。

### ③ その他必要品の援助等について

被災した児童生徒（小・中・高校生）等の一時通塾を受け入れた際には、生徒等の必要に応じて、できる限り学用品等も無償給与することがのぞましい。この場合の学用品等とは、鉛筆、ノート、消しゴム等を指します。

### ④ 受入れ対象となる被災した児童生徒（小・中・高校生）について

受入れ対象となる被災した児童生徒（小・中・高校生）について、被災地での通塾の有無は問わない。

### ⑤ その他

上記①～④に限らず、災害時における児童生徒（小・中・高校生）の心身への負担等にも十分に配慮し、適切な言動での指導を心がけるものとする。

以上